

# 令和4年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年4月25日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 13名

1番 島津 博道

6番 谷内 誠一

11番 山本 秀夫

2番 笹川 稔

7番 奥堂 敏春

12番 森谷 正美

3番 河内 よし

8番 坂下 正幸

13番 田上 正男

4番 北濱 陽子

(欠席)

14番 安 津久人

5番 池端 共栄

10番 谷内 吉夫

(欠席)

### (2) 欠席委員

9番 石倉 稔

15番 田中 喜義

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一郎

門前3番 澤田 茂

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩

事務局員 黒氏 篤

事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第14号 農用地利用集積計画について

(4) 議案第15号 非農地証明願について

## 7 報告事項

(1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:30

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は13名であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。</p>                                  |
| 各委員 | <p>(「異議なし」との声あり)</p>   |
| 議長  | <p>ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。</p> <p>議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>議議番号8番 坂下 正幸 委員及び 議席番号11番 山本 秀夫 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>議案の提案をいたします。</p> <p>市長より提出のあった【議案第12号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>【議案第12号所有権移転、申請番号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>17筆で、田圃の面積が5,821㎡、畑が1,007㎡、合計6,828㎡です。贈与による届出であり、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、耕作面積より合計面積が小さいのは、登記では農地ですが、現況は雑種地、山林原野のためです。以上です。</p>                   |
| 議長  | <p>それではこれより質疑を許します。</p>  |
| 各委員 | <p>(意見・質疑なし)</p>   |
| 議長  | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 【議案第 12 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議<br>ございませんか。   |
| 各 委 員 | (「異議なし」との声あり)   |
| 議 長   | ご異議なしと認めます。よって【議案第 12 号】は、原案どおり可決<br>決定いたします。次に市長より提出のあった【議案第 13 号】の農地法<br>第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願<br>います。  |
| 事 務 局 | 【議案第 13 号所有権移転、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】<br>登記地目は田圃の 1 筆、面積は 15 m <sup>2</sup> です。目的は駐車場です。5 ペ<br>ージの地図をご覧ください。今回転用する土地は、すでに雑種地で砂<br>利を敷いた土地に隣接しており、土地を平にならし、砂利を敷いてな<br>らす工事で、周りへの影響はなく、第 1 種住居地域に位置する用途地<br>域で、第 3 種農地であり、原則許可できる土地のため、許可相当と考<br>えます。以上です。             |
| 議 長   | それでは申請番号 1 番について、地区担当推進委員 輪島 6 番 東<br>一朗委員よりご意見願います。  |
| 東 委 員 | 輪島 6 番の東です。4 月 22 日 (金) ですが関係者等と共に現地を確<br>認いたしております。農地転用という事で、現況は畑となっております<br>が、面積も地図で見ますと大きく見えますけれど、端の 15 m <sup>2</sup> であり<br>ます。隣接するのは宅地でありまして、まわりの影響はないと思われ<br>ます。事務局からの説明でもありましたように、用途区域であり、な<br>おかつ第 3 種農地ということで周囲に与える影響は無いと思いますの<br>で、申請は適切であると考えます。以上です。 |
| 議 長   | 次に申請番号 2 番について、地区担当委員・・・  |
| 事務局長  | 会長、すみません。申請番号 2 番について、まだ説明しておりませ<br>んので。  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>その前に、写真を皆さんの机の上にお配りしていますが、写真の申請番号 1 番が本当は今からご説明する申請番号 2 番の場所で、下の写真が先程ご説明した場所の写真です。そちらもあわせて、申し訳ございません。</p> <p>【議案第 13 号所有権移転、申請番号 2 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>登記地目は田圃、面積は合計で 1,272 m<sup>2</sup>です。目的は分譲宅地用地です。6 ページの地図をご覧ください。今回転用する土地は、北と南は家が立っており、北側はすでに土留めがあり、南側は新しく擁壁を設置します。西と東は道路に面しており、西側は新しく側溝を設置のうえ、道路の高さにあわせて盛土をし、東側はもともと側溝があり、道路の高さにあわせて盛土をし、土砂が流れないように工事をする予定です。また、第 1 種住居地域に位置する用途地域で、第 3 種農地であり、原則許可できる土地のため、許可相当と考えます。以上です。</p> |
| 議長  | <p>失礼いたしました。申請番号 2 番についての説明が終わりました。それでは申請番号 2 番について、地区担当委員 議席番号 14 番安津久人委員よりご意見願います</p>  |
| 安委員 | <p>議席番号 14 番の安です。議案第 13 号の農地法第 5 条の規定による申請についての、申請番号 2 番についてご説明いたします。先日 22 日に田上会長と森谷委員と共に現地調査をさせていただきました。申請個所は 6 ページの地図にありますとおり、〇〇宅と〇〇宅の間にあります。東側西側ともに市道に囲まれております。分譲宅地用地としての周囲における田畑あるいは家屋等に影響がないものと思われまので、よろしく願いいたします。以上です。</p>   |
| 議長  | <p>安委員よりご意見をいただきました。それでは質疑を許します。</p>   |
| 各委員 | (質疑なし)   |
| 事務局 | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 13 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>  |

|      |   |
|------|---|
| 各委員  | (「異議なし」との声あり)   |
| 議長   | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第13号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第14号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。</p> |
| 事務局  | <p>【議案第14号利用権設定、申請番号1番、2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>今回の利用権設定の設定面積は、田圃は4,237㎡、畑は430㎡となります。以上です。</p>  |
| 議長   | それでは質疑を許します。  |
| 池端委員 | 議席番号5番池端ですが、申請番号1番のご関係はどうなっていますか。   |
| 事務局  | 関係は確認していません。同じ出身地なので、ご親戚か何かだと思えますが、続柄は確認していません。すみません。   |
| 池端委員 | わかりました。   |
| 議長   | <p>よろしいですか。その他ございませんでしょうか。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第14号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>                                     |
| 各委員  | (「異議なし」との声あり)   |
| 議長   | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第14号】は、原案どおり可決決定いたします</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第15号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。</p>               |

|      |   |
|------|---|
| 事務局  | <p>【議案第 15 号非農地証明願、申請番号 1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>昭和 60 年頃に、先代が家に隣接したこの土地を庭として利用しており、先代より相続していた家族が亡くなったことがきっかけで、相続登記をする際に庭の登記地目が農地であることが発覚しました。先代により農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。お手元の写真の 2 ページ目をご覧ください。こちらの庭になっている部分が非農地の申請をしていただいた土地です。以上です。</p> |
| 議長   | <p>それでは、申請番号 1 番について地区担当推進委員門前 3 番澤田茂委員委員よりご意見願います。</p>   |
| 澤田委員 | <p>4 月 22 日に現地確認を会長及び森谷委員と事務局と確認いたしましたので、写真にあるとおり、非農地と確認できましたのでご報告いたします。</p>  |
| 議長   | <p>これより質疑を許します。</p>   |
| 各委員  | <p>(質疑なし)</p>   |
| 議長   | <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第 15 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか</p>   |
| 各委員  | <p>(「異議なし」との声あり)</p>  |
| 議長   | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、【議案第 15 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 7 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います</p>  |
| 事務局  | <p>【報告第 7 号相続による届出、1 番～9 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>今回届出があった農地の合計は 68 筆、面積は田圃 9,927.91 m<sup>2</sup>、畑 6,693 m<sup>2</sup>、合計 16,620.91 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | これより質疑を許します。   |
| 各 委 員 | (意見、質問なし)  |
| 議 長   | 無いようですので、【報告第7号】を終わります。<br>次に、「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については森谷正美委員より報告をお願いいたします。 |
| 森谷委員  | (森谷委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)   |
| 議 長   | 以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。<br>これにて、第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。<br>ご苦労さまでした。    |

令和4年4月25日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記録 岡本 紘紀

輪島市農業委員会会長

田上 正男

署名委員 8 番

坂下 正幸

署名委員 11 番

山本 秀夫